

大和市障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和48年大和市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条第1項中「が、住所若しくは氏名を変更し、」を「は、条例第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき」に改め、同条第2項中「届け出」を「届出」に改め、「対象者」の次に「若しくは対象者の配偶者若しくは扶養義務者」を加え、「若しくは氏名」を「、氏名若しくはその属する世帯」に改め、「又は」の次に「対象者の」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。